

平成 25 年 6 月 11 日
衆議院厚生労働委員会 資料

公益社団法人全国精神保健福祉社会連合会（みんなねっと）
理事長 川崎洋子

■ 「障害者雇用促進法」改正案の成立を強く望みます

本改正案に関しては、平成 22 年に閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を踏まえて「障害者雇用促進法」の検討、また、「障害者権利条約」に関し、労働・雇用分野において条約締結に向けた検討が行なわれました。身体、知的の障害者団体や関係団体、関係研究者等により審議され、全員の合意を得られました。特に精神障がい者が雇用義務の対象と位置づけられましたことは、精神障がい者の社会参加を促進するものであり、当会は、この法案の成立を強く望むところであります。

1) 法定雇用率の激変緩和措置について

平成 25 年 4 月から、身体障がい者・知的障がい者を対象とした法定雇用率が 2 % となったことを鑑み、精神障がい者を新たに追加するための法定雇用率の激変緩和措置は、致し方無いものとしました。しかし、5 年ごとの法定雇用率の見直しについては、障がい者雇用の状況により、短縮されることを要望いたします。

2) 合理的配慮の提供義務

障がい者に対して職場における合理的配慮の提供が事業主に義務づけられます。合理的配慮は障がい者の個々の事情と事業主側との相互理解の中で提供されるものとされ、障がい特性に基づくことが必要です。精神障がい者には人的支援、相談支援が必要ですが、今後は本人の立場にたち、本人の気持ちに寄り添うような支援者の養成が望まれます。

3) 就労支援

精神障がい者の雇用義務化に伴い、就労支援体制の確立が必要です。精神障がい者の就労支援体制は、地域ではないところも多く、精神障がい者の就労を困難にしています。特に精神障がい者の就労支援は、職場だけでなく日常生活支援も欠かせません。また、事業主への支援も必要となります。精神障がい者への理解が未だ進んでいない現状では、事業主への丁寧な支援が必要で、一人の精神障がい者の就労に関しては、職場と地域の支援が連携することが望ましいことです。そのような支援の仕組み作りの実現を強く要望します。

■ 「精神保健福祉法」改正案の成立を強く望みます

平成 22 年 6 月に「障がい者制度改革推進会議」の第一次意見が閣議決定され、その中に、「『保護者制度』の見直し等も含めて、その在り方を検討し、平成 24 年内をめどに結論を得る」とこととされました。当会としても高い関心をもって各種会議において議論に参加してまいりました。

このたび、保護者制度など、重要な問題が焦点となって改正されますことに、私たち家族会は高い関心と希望を持っており、この法案の成立を強く望みます。

1) 保護者制度の廃止について高く評価します

精神障がい者家族会は長きにわたり、「保護者制度」の廃止を要望してきました。この制度は明治時代の精神病者監護法以来 100 年にわたって家族に介護や保護を義務付けてきた制度です。

保護者制度は、精神障がい者について保護が必要な人であるとし、一人の人間として扱わないという差別をしています。保護者には「治療を受けさせる義務」など、素人の家族に過重な負担を強いてきました。保護者は、治療を拒否する当事者を説得しきれず、当事者が何らか他人を害するような行為があつたとき賠償責任を負うなど、家族には背負いきれない重責を負わされ、そのことが時には家族が退院を拒むという事態を引き起こし、入院の長期化の原因にも結びついていました。

この度の改正案は、「保護者制度」を廃止し、保護者の義務を全廃しており、長年の家族会の要望が実現することになります。保護者制度の廃止により、家族は、法律で責務を負わされることなく普通の家族として生活できるのです。

2) 「医療保護入院」について

医療保護入院について「家族等の同意」が必要とされたことは、極めて遺憾です。「家族等の同意」という文言が残ることにより、家族と当事者の対立という構図になることを解決できないことになります。家族への依存体質、精神障がい者への差別が払しょくされていないと考えます。

改正案は 3 年後の見直しを附則に規定しております。今後、他の疾患と同様に「家族等の同意」を取り除いて、今回は実現が難しかった代弁者などの権利擁護の在り方を整備し、当事者の権利擁護ができるシステムに変えていくよう要望します。

3) 「厚生労働大臣が定める良質かつ適切な精神科医療の提供の確保に関する指針」や「地域生活への移行促進」について

厚生労働大臣が精神科医療に関する「指針」を定めることは、今後の精神科医療の向上を進めることと期待いたします。特に、訪問支援の充実、多職種による医療提供の推進は、家族の負担を軽減し、受診・受療の機会を広げ、健康な生活の維持に役立つなど、大きな意味があります。

また、医療保護入院者の早期の退院を支援することは必要なことです。退院先については安易に家族のもとにつかえすということではなく、当事者・家族の意向、関係性、生活環境等を十分検討すべきです。地域援助事業者との連携・居宅サービスの充実等、上記「指針」にも大きく関係することだと考えます。

4) 精神医療審査会の委員の構成について

「精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者」を規定することに賛成します。福祉的視点が入ることによって、審査の幅が広がることに期待します。